

平成30年6月29日
公益社団法人 日本水産資源保護協会

内閣官房内閣人事局

内閣参事官（高齢対策・退職管理担当）御中

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第83号）第9条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第84号）第8条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しますので、その旨報告いたします。

なお、当法人は、以下のとおり、職員の退職管理に関する内閣府令第9条第2号及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令第8条第2号に該当しておりません。

[本件連絡先]

電 話	03-6680-4277
F A X	03-6680-4128
電子メール	jfrca@fish-jfrca.jp